

44. 10. 15

お知らせ

編集及発行
川辺町総務課

橋名募集について

本町は、中央を飛騨川が縦断して、その延長は約10キロメートルにも及びますが、この間には「山川橋」「飛騨川橋」の2橋のみで、しかも竣工当時郡内1、2を争った山川橋も時代の波には抗しきれず現在では大型車の通行も困難となつて、町の発展に著しい障害となつております。

このため、町では、かねてから新らしく第3の橋の架設を陳情して参りましたところ、このほど架設地点も決定、取付道路も一部完成して、いよいよ本年度着工の運びとなりました。

そこで、この第3の新橋にふさわしい名を町民の皆さんと考えたいと存じ、次の要領で橋名を募集することにいたしましたので、多くの方のご投稿をお待ちします。

橋名募集要領

1. 趣旨 のびゆく川辺町の第三の橋にふさわしい名を付け 今後の発展に寄与する。
2. 主催 川辺町 3. 応募方法 1人1点
4. 応募方法 B5版以内の大きさの用紙に橋名、住所、氏名、年令、職業を明記して封書により提出する
5. 締切日 昭和44年10月31日（当日消印有効）
6. 送り先 加茂郡川辺町役場 総務課 橋名募集係
7. 決定方法 橋名募集審査委員会で審査決定する。 8. 入選発表 昭和44年11月3日
9. 賞 入選1点 1万円 ただし、入選作品としてふさわしいものがないときは採用しない。
10. その他 (1) 応募作品は未発表のものに限る (2) 応募作品は一切返却しない。
(3) 町職員並びにその家族の方はご遠慮ください。

—総務課—

町職員募集

川辺町職員を次の要領で募集いたしますので、希望者は12月30日までに役場総務課までお申し出ください。

1. 募集人員 男子3名 女子2名
2. 資格 昭和45年3月高校卒業見込みの者
3. 待遇 地方公務員一般職 給与月額 男子 23,000円 女子 19,000円

なお、くわしいことは総務課へお問い合わせください。

—総務課—

乳児愛育手当金の支給について

この手当金は県条例にもとづいて本年4月から実施されております。次の要件に該当の方は期限内に届出（申請）してください。

◎支給対象者………昭和44年4月1日以降の出生児で川辺町に住民登録をしている者

◎支給を受ける人………乳児を養育している人

◎申請期間………生れた日から30日以内に届出（申請）すること。用紙は役場にあります。 —住民課—

商工会だより 国民金融公庫の貸付案内

普通貸付の貸付限度を500万円に引き上げ事業を営むかたで、他の金融機関からは思うように借りられないというような場合、事業資金を融資するのが普通貸付です。従来300万円を限度としていましたが7月1日からは500万円まで借りられることになりました。これは従来の貸付限度では必要な資金量を充足することが出来なかつた対象企業に対して融資の道を講じたものです。

魚屋さん、八百屋さん、酒屋さん等につきましては生鮮食料品等小売業近代化資金をご利用下さい。日常の消費生活に密接な関係がある生鮮食料品などの小売業を営んでおられる方や、これから営もうとする方に営業の近代化のために必要な設備資金をご融資するのがこの貸付です。尚、運転資金を必要の方は一般的の普通貸付をご利用下さい。この貸付を利用できる方は

- ▶ 青果、魚介類、米穀、酒類、乳類の各小売業者。
- ▶ パン、めん類、とうふ、水産練製品、漬物、佃煮、煮豆の各製造小売業者。
- ▶ 上記二つ以上併せ営業している総合食料品店。

1. 資本の額が1,000万円以下の会社 2. 従業員が50人以下の個人、又は会社

貸付の条件	・貸付金額	最高1,000万円まで
	・資金使途	営業に必要な設備資金
	・利 率	年8分2厘(日歩2錢2厘4毛) 他に設備の種類によつて年7分7厘、6分5厘の扱いもあります
	・貸付期間	10年以内
	・返済方法	原則として月賦返済
	・担 保	・保証人 原則として一名以上 必要に応じて要求しますが原則として300万円以下は不要です。

この貸付、及び他の貸付についての相談、申し込の受付は商工会へおたずね下さい。

—川辺町商工会(川辺中央公民館内) TEL 327—

電気災害の防止

電線附近での建設工事、伐木、子どものあそびなど

中部電力では、感電事故と線路事故の防止について、テレビや文書などでご協力をお願いしていますが、最近では次にのべる事故の増加がめだつております。

- 1.建設工事用機動車(クレーン車、コーリング車、パワーショベル、レッカー、ダンプカーなど)による事故。
- 2.無断伐採による事故。
- 3.索道による事故。
- 4.無断昇塔(柱)による事故。
- 5.タコ、模型飛行機による事故。
- 6.投石による事故。

これらの事故は、電気設備事故(工作物の損傷、供給停止)と感電による人身事故(死亡、負傷)を伴つたものが多く、個人や家族にとつて大きな災厄であるばかりでなく企業及び国にとつても大きな損失をもたらすものです。このような事故をなくすためには、

1.建設工事(機動車操作や爆破)伐木作業、索道施設については

- ・仕事を始める前に、送電線や配電線、電話線があるかないか現場をよく確かめてください。
- ・附近に、送電線や配電線、電話線があるときは、自分では十分離隔があり安全と思われても必ずしも事前に最寄りの中部電力の事業所へ連絡して立ち合いを求めてください。

中部電力では、皆さんのが安全に仕事ができるよう係員を現場へ派遣します。

2.送配電線附近での子どものあそびについては、

- ・電線の近くでは「タコ」や「模型飛行機」をあげてはいけない。
- ・鉄塔や電柱には、絶対に登つていけない。
- ・電線やガイシに石を投げたり、電柱の支線にぶらさがつたりしてあそんではいけない。

子どもの事故防止については、毎年学校へ依頼していますが、事故のおきるのは放課後が多いので各家庭においても十分指導していただき、電気による災害をなくし明るい家庭と社会を築くため皆さんのご協力を強く要望します。

—中部電力 川辺電力所—